

令和4年1月21日

千葉市内建設関係団体等の長 様

千葉市建設局土木部
技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた
工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和4年1月19日に政府対策本部より、同年1月21日から2月13日までの間、千葉県を含む13都県を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とする公示が行われ、千葉県全域にまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところです。

重点措置区域における本市発注の工事及び業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の指定に伴う工事及び業務の対応について（通知）（令和3年4月27日技術管理課長）」により通知しているところですが、引き続き同様の取扱いとしますので、貴会員（組合員）企業への周知をお願いします。

【添付資料】

- 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について（事務連絡令和4年1月7日国土交通省）
- 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の指定に伴う工事及び業務の対応について（通知）（令和3年4月27日技術管理課長）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年1月7日技術管理課長）
- 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年5月11日技術管理課長）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和2年4月8日技術管理課長）
- 第46回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

担 当：技術管理課技術調整班
連絡先：245-5367

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 7 日

発注者協議会長 殿
(地方整備局長等 殿)

大臣官房技術審議官
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた
工事及び業務の対応について (参考送付)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 4 年 1 月 7 日に政府対策本部長より広島県、山口県、沖縄県の 3 県を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域 (以下「重点措置区域」という。) とする公示が行われ、同年 1 月 9 日から重点措置区域においては、都道府県知事が指定する措置区域においてまん延防止等重点措置を実施することが決定されました。

これについて、別添のとおり事務連絡を行いましたので、その内容を参考までに送付いたします。

<内容に関する問合せ先>

国土交通省 大臣官房技術調査課

藤浪 富吉 Tel 03-5253-8221 (直通)

吉井 吉田 Tel 03-5253-8220 (直通)

事務連絡
令和4年1月7日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた 工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和4年1月7日に政府対策本部長より広島県、山口県、沖縄県の3県を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とする公示が行われ、同年1月9日から重点措置区域においては、都道府県知事が指定する措置区域においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。

まん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官総第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港総第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空技第2号、国空交企第2号、国北予第1号）により通知しているところであるが、重点措置区域において

都道府県知事が指定する措置区域の工事及び業務の対応について、引き続き同通知に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、今後、重点措置区域が追加された場合や重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域が拡大された際には、当該区域においても同様に措置されたい。

また、今後、特定の区域が重点措置区域から除外された場合や重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域から除外された際には、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された区域における工事及び業務の対応について」（令和３年５月１２日付け事務連絡）に基づき措置されたい。

令和3年4月27日

関係各課（所）長 様

技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域
の指定に伴う工事及び業務の対応について（通知）

本市においては、令和3年4月28日から5月11日までの期間、まん延防止等重点措置が適用され、重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）に指定されたところです。

措置区域における工事及び業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年4月5日国土交通省）」において、緊急事態宣言時と同様の対応をすることとされております。

これを踏まえ、本市発注の工事等の対応についても、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年1月7日技術管理課長）」と同様の取扱いとしますので、引き続き、適切な対応をお願いします。

[添付資料]

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
（令和3年1月7日技術管理課長）

- ・（国交省送付）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
（国不入企第31号、令和3年1月7日国土交通省不動産・建設経済局建設業課長）

- ・（通知1）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
（令和2年4月8日技術管理課長）

- ・（通知2）

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について
（令和2年5月11日技術管理課長）

[参考]

- ・ 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

URL：<https://corona.go.jp/>

- ・ 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））

URL：<https://www.mlit.go.jp/common/001380470.pdf>

担 当：技術管理課技術調整班

連絡先：245－5367

令和3年1月7日

関係各課（所）長 様

技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る
緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出され、国土交通省より「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（国交省送付）」が送付されたところです。

本市における緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和2年4月8日技術管理課長：通知1）」及び「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年5月11日技術管理課長：通知2）」において、受発注者協議による一時中止等の措置や感染拡大防止対策の徹底、感染拡大防止対策に係わる設計変更等について通知しているところであり、これらの措置について、引き続き同様の取扱いとしますので、適切な対応をお願いします。

なお、一時中止等の有無について、随時調査を行う予定としていますので、ご協力をお願いします。

また、感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている各業種のガイドラインも参考にしてください。

[添付資料]

- ・（国交省送付）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について

（国不入企第31号、令和3年1月7日 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長）

- ・（通知1）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について

（令和2年4月8日技術管理課長）

- ・（通知 2）

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について
（令和 2 年 5 月 1 1 日技術管理課長）

〔参考〕

- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

URL : <https://corona.go.jp/>

担 当：技術管理課技術調整班

連絡先：245-5367

令和2年5月11日

関係各課（所）長 様

技術管理課長

工事及び業務における
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付、技術管理課長）（以下「4月8日通知」という。）のとおり通知しているところですが、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合に、受発注者双方において感染拡大防止対策を適切に実施するため、下記のとおり定めたので通知します。

なお、本通知は工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4月8日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切な対応をお願いします。

記

1 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月8日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別添1）」や「建設現場「3つの密」の回避等に向けた取組事例（別添2）」等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

2 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- ・ 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・ 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- ・ 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・ 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・ 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

[参考]

- ・ 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」
（事務連絡令和2年4月20日、国土交通省土地・建設産業局建設業課長）

※地方公共団体宛て

※建設業者団体宛て

- ・ 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

URL : http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

担 当：技術管理課技術調整班

連絡先：245-5367

令和2年4月8日

関係各課（所）長 様

技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る
緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置を実施すべき期間を5月6日までの29日間、実施すべき区域として千葉県を含む7都府県が指定され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下、基本的対処方針という。）が示されました。

基本的対処方針では、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路の公物管理、公共工事などが挙げられており、これらを踏まえ、本市発注の既契約工事及び業務において、下記のとおり取り扱うこととしましたので、受注者と十分協議のうえ適切な対応をお願いします。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月28日技術管理課長）は廃止します。

記

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等

既契約の工事又は測量・調査・設計等の業務（以下、工事等という。）については、今後の対応について受発注者による協議を行う。

協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下、一時中止等という。）の希望がある場合には、受注者の責に帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下、一時中止措置等という。）を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど適切に対応する。なお、一時中止の期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ適切に設定する。

また、基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路の公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の市民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中

止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

2. 工事等の継続又は再開にあたっての感染拡大防止対策の徹底

工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むものとする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

3. 受発注者による協議結果の報告

工事等担当課は、既契約の工事等について、速やかに受注者と協議を行い、その結果を下記のとおり報告するものとする。

なお、報告後に変更が発生した場合はその都度、速やかに報告するものとする。

- ・ 報告内容 別添「緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の一時中止等調査」
- ・ 報告期限 令和2年4月9日（木）16時まで
- ・ 報告先 技術管理課メール<gijutsukanri.COP@city.chiba.lg.jp>

[参考]

○内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

URL : http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

担 当：技術管理課技術調整班
連絡先：245-5367